

16世紀中葉ロンドンの孤児・貧困児救済：クライスト・ホスピタル（Christ's Hospital）初期記録より

野々村， 淑子

九州大学大学院人間環境学研究院教育社会計画学講座：准教授：教育文化史・教育関係史

<https://doi.org/10.15017/25351>

出版情報：大学院教育学研究紀要. 14, pp.125-140, 2012-03-26. Graduate School of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

16世紀中葉ロンドンの孤児・貧困児救済

— クライスト・ホスピタル (Christ's Hospital) 初期記録より —

野々村 淑 子

はじめに

本稿は、1552年ロンドンに設立されたイングランド最古の貧困児救済施設とされるクライスト・ホスピタル (Christ's Hospital, 以下 CH とする) 最初期の記録により、救済の対象とされた子どもの状況を精査し、貧困児救済の実態、特にその養育を支えた人々に迫ることを目的とする。

CH の子どもへの配慮の実態は、思いきって俯瞰するならば、1601年エリザベス救貧法の前史に位置し、それを端緒とするイングランド国家 (行政組織) による貧しい人々、特に子どもの生命、生活への配慮、およびそれに関わる社会関係の再編成過程を用意したといえる。イングランドの貧民救済については、16世紀に商人層など担い手の世俗化を伴いつつ私的慈善 (private charity) が誕生し、17世紀までは存続していたものの、徐々に綻びをみせ、18世紀には公的機関がそれを引き受けると共に、その範囲を限定すべく、貧民の識別が厳密化されていくとする P. スラックによる研究がある⁽¹⁾。その一方で、「イギリスには明示的に濃密なチャリティの時空間が現在に至るまで存在してきた」ともいわれ、「福祉」をめぐる現代的課題を受け止めつつ、その歴史研究の重要性が改めて確認されている⁽²⁾。

16世紀中葉は、職人規制法、職人規制法などと並行しつつ、救貧法が、一方で浮浪者、乞食行為に対する監視と処罰、他方で不能貧困者についての教区の責任を強化し、救貧政策の体系化が着手され始めた時期であった。人口増加目覚ましく、浮浪者、物乞いが街に溢れるロンドン⁽³⁾は、いち早くその対策に着手した。寄る辺なき人々の救済施設であった修道院の解体、エンクロージャーは都市ロンドンの貧民数を激増させ、マナー、ギルドによる成員の支配・庇護機能衰退が、その背景にあったといわれる⁽⁴⁾。

エリザベス救貧法が前提とする子ども像は、独立し自ら生計を立てるという自律的存在であり、その養育において親の扶養責任・義務や貧民家族の紐帯といった近代的な親権、家族観が想定されてはいなかったと、川田昇は指摘している⁽⁵⁾。貧民救済において、子どもが勤勉な労働力となりうるという意味で救済可能対象とされたことは、本稿でも触れるような徒弟委託等のシステムからも確認することができる。子ども時代は家族内で養育されるべき時期だという意識がそこには薄いということである。その後、18世紀以降において人々の生命、生活の維持、管理が、親と子からなる家族という枠のなかで充足すべきものであるという観念に基づいた様々な方策や制度が考案され、

実施が試みられ、親子の愛情という「自然」を根拠に家族を扶養する道徳的労働者像が、救貧政策、児童政策の前提とされていくことを川田は解明している⁽⁶⁾。ではこうした近代的家族観が前提とされないような、子どもの養育をめぐる人々の関係性とはどのようなものだったのか。

本稿の狙いは、私的慈善を主たる資金源としシティの役人によって運営された半公的救済機関であるCHの救済記録から、子どもの養育をめぐる社会関係のありようを明らかにしようというものである。チューダー朝（1485-1603）において、国家による救貧法の制定・実施と、人々の主体的行為である慈善活動の保護・促進が同時に促進されたことについては、近年研究が進みつつある。松山毅によれば、慈善、施療施設としてのホスピタルの世俗化のなかで、1500年代に主流だった直接的救済が、1600年には救貧院への寄付へと変化していく⁽⁷⁾。このような流れにおいてみると、CHの救済の実態は、過渡期の救済の在り方としてみることができるだろう。イギリス史でいえば救貧法とチャリティ、すなわち公的救済システムと私的慈善の関係性、そこにおける子どもの養育の問題は、教育学、社会福祉学、法学等の領域横断的な「子どもの保護・遺棄」に関する研究として着手されはじめている。教育と福祉の関係を歴史的に問うという、このような動向に、本稿の課題も連なるものである⁽⁸⁾。

CHは、修道院解体後王家が所有していたグレイ・フライアーズ修道院をロンドン市に移管し、貧しい子どものために設立された施設である。同年、疾病者向けの聖トーマス・ホスピタル、浮浪者、怠惰者向け懲治・矯正施設プライドウェル・ホスピタルの設立、さらに12世紀より存続する聖バーソロミュー・ホスピタルの再編を経て、ロイヤル・ロンドン・ホスピタルズとして、救貧活動の拠点組織化の嚆矢となった。CHの沿革史については、トゥロロップ、アラン、ピアス等によって記されている。概略史としてとても有用であるが、いずれもCHに関わる人物による回顧的叙述であり、史料の引用・分析が厳密ではない⁽⁹⁾。それに対して、マンジオーネの研究は、入所や給付金額等処遇の記録、受付簿、会計簿などの史料により、CHの設立経緯、初期（16世紀）の組織、管理運営、歳出歳入、役員と職員の職務、入所児童の生活や徒弟派遣状況、退所後の進路などを明らかにし、その養育の手厚さを指摘した⁽¹⁰⁾。子ども史研究、救貧史研究においては、CHには触れられているものの、孤児救済施設としては18世紀のロンドン・ファウンドリング・ホスピタルが中心であり、CHについては断片的な言及にとどまっている⁽¹¹⁾。

本稿は、救済対象となった子どもの背景や救済の事情や経緯を精査し、そこに現れる、CHによる貧困児救済活動が前提としていた当時の貧困児をめぐる社会関係を明らかにする。CHの新奇性は、貧困者、浮浪者等のなかでも、特に子どもの救済施設であるという点である。ごく初期のCHの記録に現れるこの子どもたちへの視線からは、産みの親の存在とその養育役割が認められるものの、親子の関係性よりも、その子どもが置かれた様々な状況、人々の関係性のなかで子どもの生命、生活を維持することが優先され実行されていたことがわかる。後述するように、その生存率は半数ほどであった⁽¹²⁾。しかしそのなかで特徴的なのは、多くの拾い親、養親、徒弟や奉公人の引取人たちの姿である。

その全体像を把握するには、CHに関する極めて高い史料の山を、少しずつ切り崩しつつ、子ど

もたちや、その養育に関わった大人たちの様子を読み取ることが必要である。しかし本論文は、ごく初期、16世紀半ばの様子を明らかにするにとどまっている。以下、設立経緯と史料の確認をし（Ⅰ）、救済の概要（人数、年齢、救済時やその後の養育に関係した人々やその状況など）を明らかにした後（Ⅱ）、記録からいくつかのパターン別にその経緯をみることによって、救済の具体像に迫ることとする（Ⅲ）。

Ⅰ. クライスト・ホスピタルの設立と関係史料

(1) 設立経緯

ピアスは、そのCH史を、13世紀のフランシスコ会修道士によるグレイ・フライアーズ設立から始めている。ここでは、ひとまずピアスの叙述から、CHの設立事情を確認しよう。ヘンリー8世による修道院解体はグレイ・フライアーズにも及び、1538年11月解散した。その後、牧師等による説得に応じ、自らの死後の救済のために、ヘンリー8世は、1546年その建物群の管轄を、貧困者救済を目的にロンドン市に移すこととしたという⁽¹³⁾。1552年、聖ジョーンズ・カレッジの教師が、病弱で若き国王エドワード6世に次のような説教を行う。

慈悲深い神よ、なんと多くの貧者や衰弱した者、足の不自由な者、盲者、聾啞者等が、怠惰な浮浪者らしき人々、卑劣漢、卑怯者、哀れな者たちが、ロンドンやウェストミンスターの街路で横たわり、徘徊し、物乞いをしていることでしょうか。ほんの少しの芝生の空間があったなら、彼らを静かに勤勉にさせることができますよ⁽¹⁴⁾。

その後、ロンドン司教リドレーも国王への説得を続け、ついに国王からの書簡を前提として、ロンドン市長はグレイ・フライアーズの建物を「父のない子供や他の貧しい男性の子供のためのホスピタル」として活用することとし、市の役員等に通達したという⁽¹⁵⁾。

(2) 関係史料の保存状況と受付簿

CHに関する史料は、ロンドンのギルドホール・ライブラリーにコレクションとして所蔵されている。議事録、入所受付簿、乳母斡旋記録簿、徒弟斡旋記録簿、寄付金受付簿等が2317点にわたり残存する⁽¹⁶⁾。本稿は、なかでもごく初期の受入状況に絞り、その詳細を精査する。

CHの受入状況を確認できる最古の史料は、*Christ's Hospital Court Minutes 1556-63*（役員会議事録、561件の受入が記録される、以下CMと記す、ギルドホール・ライブラリー史料番号MS 12806-1、以下MSは同様）である。受付簿としては、*Christ's Hospital Admission Register 1554-99*（以下ARと記す、MS 12818-1）がある。ARの冒頭には、1563年4月10日時点で残っていた330名の名簿が掲載されている（Remainingとある、以下ARRと記す）。受付簿については、CHのクラークであるアランが1599年までの手稿による原簿を活字におこしている（*Christ's Hospital Admissions Vol.1*,

1554-1599, 1937, 以下 AA と記す)⁽¹⁷⁾。AA は、シティの史料から1554年の2件に続けて CM と ARR および AR (本稿で対象とするのは1563年3月1日より1564年3月までの232件) を掲載している。

これら初期の受付簿の記録の方式や内容は統一されたものではなく、非常に詳細な状況が記録されているもの(多いものでは150~300ワード)もあれば、簡単なメモ書き程度のものもある。しかしどれも、受入日時、および当該の子どもに関する情報を書き入れている。判明している場合は子どもの氏名・年齢、父親もしくは母の氏名・職業、救済請願者の氏名・職業、保護地、教区名等が書かれる。CM では、救済時の状況と、給付の場合は週あたり給付金額などが記録される。院外給付の場合は、子どもの氏名の記録はなく、人数のみが書かれている場合が多い。ARR, AR は、救済時の情報は記載されず、その後の処遇、つまり CH への入退所、養親や徒弟委託の情報(氏名、職業、居住地等)と日時、大学進学や死亡の記録等が詳しい。以上のような状況のため、通して一元的な分析は困難である。

II. 救済の多様性

マンジョーネは、CH の管理運営に関わる組織体制、収支内訳等を精査したうえで、「クライスト・ホスピタルは、入所者に対して愛と憐れみにあふれた養育を施していた」としている⁽¹⁸⁾。しかしここで確認できるのは、CH が実際に行った救済の次第であり、それが十分であったかどうかの評価はできない。本稿で焦点化されるのは、そのなかでも、記録からみえる範囲での、救済に関わる社会関係の在りようである。とはいえ、先述のように、記録の様式や密度がまちまちなため、標準的な類型化は難しい。本章では、まずおおよその人数の確認後、混在するいくつかのパターンを確認する。

1. 救済の概要

以下は、救済状況のわかるシティの記録2件と、CM の561件の記録による、状況別の人数の概要である。なお1件について数人の記録が存在するため件数と人数は一致しない。

救済時経緯(余とあるのは記述からは人数が確定できない場合があるため)

孤児・棄児・浮浪児等	309名余
実父確認 ⁽¹⁹⁾ 保護入所	196名余
実母確認保護入所	28名余
実父への養育費給付	23名余(他カテゴリーと重複6名, 以下「重複」は同様)
実母への養育費給付	27名余
養父(拾い親) 確認保護入所	17名
養母(拾い親) 確認保護入所	10名(重複2名)
養父への養育費給付	9名(重複2名)

養母への養育費給付	15名余
養父が養育費を出費し入所	11名余
養母が養育費出費し入所	1名
実父が養育費出費し入所	1名
のべ	627名余

年齢

不明192名余（うち幼児と明記が4名）、1歳未満45名、1～3歳44名、3歳～6歳108名、7歳～13歳242名、14歳以上8名

性別

男子383名、女子185名余、不明71名余、のべ639名

上記以前の状況としては、1552年に340名を受け入れたという記録がある⁽²⁰⁾。それを加算すれば、1552年から11年余りで1000人近い子どもが受け入れられたことになる。

ARR には受入時の経緯は記載されず、救済後の経緯が記録されている。330名中、1歳未満7名、1～3歳23名、3～6歳94名、7～13歳173名、14歳以上33名、男子226名、女子99名、性別不明5名、以下は往復が多いために重複する数字であるが、養母（乳母）委託121名、養父委託64名、実母宅に戻る17名、実父宅に戻る7名、貰い子23名、徒弟奉公74名、大学進学8名、逃亡13名、死亡162名である。

AR には、判明している場合は実父（母）の氏名、職業等と救済後の経緯が書かれる。232名中、年齢不明1名、1歳未満33名、1～3歳45名、3～6歳78名、7～13歳66名、14歳以上9名、男子142名、女子85名、不明5名、同様に重複を含め、養母（乳母）委託98名、養父委託62名、実母宅に戻る26名、実父宅に戻る4名、貰い子23名、徒弟奉公45名、大学進学3名、逃亡6名、死亡114名となっている。また、これも重複を含むが、実父いる者143名、実母いる者19名、孤児・棄児・浮浪児が41名である。

2. 救済の状況

※ CM, AR の1563年5月1日以降は（年/月/日）、ただし年は1500年代の下2桁の記載、ARR は AA での頁数を記載する。

(1) 救済に関わる人々や組織

CH への保護、また「…の要請で」という説明が付されている事例は数多い。孤児、棄児、浮浪児の場合もあれば、実親がいる場合もある。称号としては、Mr., Sir., knight 等男性が多いが、女性 (Mrs., Lady) による要請もごく少数だが存在する (58/10/17, 60/11/19)。後述するが、この中には自分のサーバントの娘を養育する者、CH への入所要請と共に養育費を寄付する者などがいる。また、ロンドンシティの参事議員やCHの役員による措置も認められる (ARR, p.38, 下から6

件め、63/7/3等)。また、教区の慈善金募集係 (collector) や教区民による要請が散見される (61/11/24等多数)。また、1件ずつの珍しい例であるが、ロンドン司教 (64/12/23)、ブラック・フライアーズ修道士による救済の記録がある (64/10/7)。また、個人による救済では、CH初期の慈善活動を先導したグラフトン氏の記録が多い (54/3/4, 3/18, 60/4/1, 5/13, 59/11/27等多数)。組織としては、教会、教区による保護例が多いが、1件のみ馬具屋カンパニーによる要請が認められる (63/9/6)。

以上のように、主人や修道士、カンパニーによる保護といった庇護的關係の名残が認められるものの、CHの院外給付、の入所を要請していることから、シティによる教区単位の児童救済のなかに位置づいている。身分、職業、性別は様々な個人による救済が多く認められるが、教区単位による救済として存在していることがわかる。これが、S.スラックのいう「私的慈善」⁽²¹⁾を支えた人々であるといえよう。

(2) 院外救済の給付金

CHは、院内救済と共に院外救済も行った。役員会議事録にはその給付金額が詳細に記載されている。実父には、週6ペンスから8ペンス、複数の子どもがいる場合は12ペンスが給付されている。実母にも6ペンス、8ペンス、10ペンスの給付例、養父、養母には、4ペンスから6ペンス、8ペンス、12ペンスの給付例がある。養父、養母への支給は、子どもを保護した者 (拾い親ともいふべき者、あるいは実親の主人など) がそのまま養育するのに給付している例、また乳母や養母、養父などを委託し養育費を支給している例などが見受けられる。受付簿には給付金の記載がない場合が多いが、後に触れるように、同一人物が複数の子どもを同時期に預かる事例からは、CHによる彼らへの委託が一般化し、一定程度の給付金を受け取って、ほぼ専門的に乳母や養父母として児童救済に関わっていたことを読み取ることができる。

上記からは、一定程度の幅の範囲内で、ケースに応じて給付金額が決定していたことがわかる。その判断基準をここで確認することはできない⁽²²⁾。

(3) 救済のヴァリエーション

a) 棄児、孤児、浮浪児救済

前述の人数状況を見てもわかるように、このカテゴリーの子どもの救済例がほぼ半数に近く、最も多い。CHや教会、貴族やジェントルマンの家の門扉の前に置かれている乳幼児を受入れた例、また5、6歳以上の数名の子どもが街で一斉に保護される例 (氏名、年齢の列挙後「街にて」と記載される)、さらに物乞いをしている実母と一緒にいた子どもが保護される例 (実母はブライドウェルに収監) の事例も1564年までの記録を併せて6件ある (60/1/20等)。Orphan という名を付されている子どもも数名いる (64/7/1 ; 64/7/8等)。

門扉や街路に捨てられた乳幼児の棄児、孤児の保護救済が、浮浪者や物乞いの施設収容⁽²³⁾と連続していたことはこうした記録からもわかる。

b) 実父への救済

役員会議事録、受付簿ともに、孤児、棄児、浮浪児等のカテゴリーの次に最も数が多い。というのは、記録の方式に要因がある。「子どもの氏名、年齢」の次に、実父がいる場合は「○○（実父の氏名、判明している場合はその職業）の息子／娘」、そして役員会議事録では救済時の経緯、受付簿ではその後の処置の経緯が記録されている。実母の氏名が記載されるのは、実父がいない場合のみである。救済の経緯や、処置のなかで実母に特記事項がある場合は、ほとんど氏名抜きで記録されている。つまり、実父がいる場合の救済ではほぼ実父のみの氏名が書かれることになり、数も多くなるのである。前述のCH設立時の「父のない子供や他の貧しい男性の子供のためのホスピタル」という言葉にもあるように、貧民の家族の救済の単位がまずは父親を軸に考えられていたことがここで確認できる。

上記のようなことから、妻は死亡といった特記がなければ父だけで養育をしているかどうかは不明である。実父の職業は、パン職人、刺繍職人、皮剥職人、衣類小売商、絹織物職人、門番、料理人、水夫、サーバント、仕立て屋、事務員、食料雑貨商人、金細工師、製皮職人、靴職人、木挽き、大工、服飾雑貨小間物商人、庭師、魚商人、刃物師、荷馬車御者、職工、ビール醸造職人、書籍出版業者、理髪師兼外科医、等々多岐にわたり記載されている。そうした職業を持ちながらも、教区民、または他の貴族や紳士、あるいは主人やカンパニーによって要請が出され、それに従って救済されている。救済経緯が判明している役員会名簿では、総数650名余のうち、孤児・棄児・浮浪児309名余を除く、340名余中196名が実父氏名記載の上CHに保護されており、実父への養育費給付は23件（複数子含む）である。実父がいる場合のCHへの入所による救済は、後見する者がいる場合の半数を超え、実母記載のCH保護28名、実母への給付27件と比較すると、実父の場合は給付金による救済よりも入所による救済に大きく傾いていたことがわかる。

経緯のわかる受付簿によれば、CHに入所、あるいは養父母のもとへ転々とした後、実父のもとに戻る例も数件確認でき（ARRでは7件、ARでは4件、例えばAA, p.36最下行）、状況に応じて一時的な救済をしていたこともわかる。珍しい例では、実父が逃亡した後保護した例（64/10/14）、またおそらくは父であろう実親がタイバーン処刑場で処刑されたエジプト人の娘姉妹の例（64/2/17）などがある。

c) 実母への救済

先述のように、実母に関しては、実父がいれば記録にはほぼ書かれない。CMでは実母への養育費給付は27名余、CHへの入所は28名余と、ほぼ半数である。実母のもとに戻る例はARRでは330名中17名、ARでは26件あり、実父のもとに戻るケースより多い。実母と子どもを一緒に保護する例も、全体のなかで、CH入所、また養母宅への委託、双方で1件ずつある（62/12/19；63/7/24）。また、実母が申出て連れ帰った例、あるいは強行にCHから連れ去った例も1件ずつある（ARR, p.42 (6))。さらに、実母がBethlemに入所中の者（54/12/9）、もしくは、売春婦か物乞いによりBridewellに収監中の女性や犯罪者とのみ記載されている場合もある（64/11/25等）。

ここからは、実質的には実母による養育が確認され、母子一体の救済も存在していたが、登録は実父が前提であること、物乞い禁止の文脈では分離保護がなされていたことがわかる。

d) 養父への（または養父による）救済と徒弟・奉公受託

養父に関わる救済は、養母も同様であるが、拾い親、育ての親（一時的、もしくは永久の養育引受け）、徒弟や奉公の引受け雇用主として給付を受ける場合と、そうした立場から CH 入所時の養育費、大学進学などの費用を一定程度出費する場合、多様な形が混在している。

CM では、養父がいたが CH に入所した例17名、その際に養父が養育費を出費した例11名余、養父に養育費を給付した例9名余である。また、ARR では330名中養父委託64名、AR では、62名である。徒弟、奉公での受託 ARR では74名、AR では45名である。徒弟、奉公での受託は、養父保護と重複している場合が多く、後にⅢにてエピソードを紹介するように、こうした事例からは、当時の貧困児救済に関わった人々の広がりを見て取ることができよう⁽²⁴⁾。親族の存在は薄く、全てのなかで4件のみであり、その中の一件は、おじによる遺棄により、CH に保護されている（60/10/21）。また、養父が、貰い子として永続的に引き取った事例は、下記において触れよう。

e) 養母への（または養母による）救済と乳母、徒弟・奉公受託

養母に関わる救済も、養父以上に大きなものであった。というのも CH に入所が決定した乳児は、乳母宅に委託されることが多かったからである。ARR では330名中121名、AR では、232名中98名が乳母、もしくは養母宅に委託されている。この数字には、CH との往復、養父宅、実家との往復の事例も重複しており、一律的な乳母委託のシステムとはなっていない⁽²⁵⁾。養母、養父は夫婦の場合もあるが、それぞれで複数回記録簿に記載されている常連が多い。そして、永久に自分のもとで養育を引き受ける、育ての親となるという例が、男女（養父・養母）合わせて ARR には23件余、AR では23件ある。ともに総数から言えば1割程度であるが、拾い親、養親としての養育、養育費出費、といった、貧困児救済の実態として、その子どもの養育を生涯引き受けるという形がここに多数見受けられるのである。このことは、CH という半公的な救貧組織を経由しない形での、拾い親にして、その子どもの養育を永続的に引き受けるという形態が、それによって孤児・貧困児問題の解決には至らないとしても、これらの記録の外側にあったことを物語っているだろう⁽²⁶⁾。

Ⅲ. 救済事例にみる子どもの運命と人々

本章では、救済の経緯について、記録のなかでも詳細が書かれているケースにより紹介する。CH の史料からは、16世紀半ばのロンドンにおける身寄りのない子ども、貧しい子どもたちの運命の数々と、彼らの養育を支える人々の広がり、その子どもへの対し方を垣間見ることができるのである（紙幅の関係から、教区名、氏名等は英語表記のままとする）。

a) 死に至る

CHによる救済対象となった子どもたちの半数近くが、CH入所中、または養親宅等において死亡したことが記録されている。ARRでは162名が死亡している（CH所内での死亡が128名、養親宅での死亡は34名）。その後のARでは114名が死亡している（CH入所中の病死は71名、養親宅での死亡は43名）。つまり、11年間の受入児のうち、生死の判明している562名のうち276名が養育中に死亡している。つまり、ほぼ半数の子どもたちが病気等により亡くなっていることがわかる。以下、具体的経緯を見てみよう。

JONE COOPER, 0歳6か月, 4月19日, ByllericaのJohn Harison宅。6月26日, CH。同日, 当人の父親 Paternoster RowのRichard Cooper宅に。9月23日, 父死亡によりCHに。9月25日, Panniar AlleyのElizabeth Evans宅に。[年不明]2月8日, Jone Bornley宅にて死亡。(ARR, p.38, 1件め)

JOHN ST MARIE HILL, 1歳3か月, St.Mary at Hill教区にて教区の家畜小屋にて発見。7月16日, Barram WoodのElizabeth Hitch宅に。1563年3月21日, CHに。1564年3月25日, Seacoal LaneのJone Barlow宅に。1570年3月26日, Audrey DeanよりCHに。3月28日 Audrey Dean宅に。1571年4月15日, CHに。1572年3月12日, 病死。(63/7/10)

GILBERT LEUERICHE, 7歳, 同日(1563年7月10日), BarkingのElizabeth Norden宅に。1565年5月19日 CH。1566年4月14日, LangleyのWm.Perry宅に。2月8日 CH。1567年4月12日 John Sparrow またの名をSouth宅に。1569年4月10日 CH。1571年4月29日病死。(63/7/10)

以上のような事例は数多い。実親のところに戻る、養親のところを往復する、CHにも出たり入ったりする、といった状況は非常に多くみられる。最初の例のように委託先の養親と、CHに戻ってきたときの養親の氏名が異なっている場合もある。これは、記録されている以外にも預かった者がいることを表しているといえる。二番目の例では、保護された教区名をそのまま子どもの氏名としている。子どもの名前の付け方については不明であるがOrphanと名付けられた例については前述した。いずれにしても、多くの子どもたちが、CH、または養親宅で生活をし、なんらかの要因で死に至っている⁽²⁷⁾。

b) 貰い子になる

養親への委託の経緯については、この記録からのみでは詳細はまだ不明である。しかし、例えば、ARRの最初の数件の記録からは、同一人物に一度に数人の子どもが委託されている。WILLIAM CLERCK(7歳), ISABELL GADDE(7歳), ELIZABETH MAULTER(5歳), AUFRA LAURENCE

(2歳半) JOHN ROSE (2歳) の5人は、同年4月13日に揃って Colliar Row の Margaret Maulter に委託されている。そのなかで、E.Maulter は Margaret の養子として (「for her own」) 8ペンスを支給されて引き取っている。また、JOHN MARTINE (7歳), RICHARD NOMOREKNOWEN (5歳), URSELEIE SAUNDERS (6歳), ANNE NOTE (3歳) の4人が Coliar Row の Jone Trussse に委託されており、U.Saunders が養子 (「as her own child」) となっている。

このように、数人を一時期に養育し、そのなかの1人を自分の子として引き取るという形は散見される。兄弟が同じ養親に委託され、その中の1人が死亡し、もう1人がその養母の養子となった例 (63/2/5) もある。

MARGARET COTTINGHAM, 6か月, Smithfield の羊小屋で生まれる。St.Thomas Hospital からの請願による受入。同日 (1563年8月7日; 著者注), St.Thomas の Sybell Yarley 宅に。この子どもは Branche Williamson と共に。1570年イースターの日, 同 Branche Williamson のところに永久に託された。(63/8/7)

SYMONDE FAUCON, 4歳, 馬具職人 John,F. の息子。St.Bride 教区により受入。11月20日 Iver の John Brown 宅。1565年4月21日 CH。4月28日 Holborn の Margaret Stone 宅。1566年5月11日同 Margaret Stone およびその夫宅に, 彼ら自身の子どもとして移る。(63/10/23)

どちらの例も、引き取った人々についての詳細は不明だが、しばらく共に暮らした後に子どもとして引き取っている。このような慣習は、法的意味での養子ではない。イギリスでは、養子法は1926年まで成立しなかったこと、それが家名承継等を目的とした他のヨーロッパ諸国と異なり、子どもの養育・保護を目的とした養子法だったことについては、川田が指摘している。ここで明らかとしたような、永続的な自分の子どもとしての養育受託の慣習は、川田が指摘している教区徒弟にもまして、養子法という法的措置が必要なかったことを裏付けるものとなるだろう⁽²⁸⁾。

c) 徒弟, 奉公人になる

徒弟や奉公人となった者は、ARR では74名, AR では45名である。救済児童を徒弟として職業訓練させることは、英国の救貧政策のなかで教区徒弟の制度として、頻繁に行われた。CHにおいても、1680年からの徒弟派遣の記録簿が残されている⁽²⁹⁾。ここに記録されている徒弟での委託例は、その後CHのなかで日常化されたと考えられ、その後のイングランドの教区徒弟の先駆けであると言える。

WILLIAM ADAMS, 10歳, 1567年11月8日 Hugh Jones 宅に徒弟, さらに Ipswich の手袋職人宅に移される。1568年7月10日視力減退のため主人のところから再びCHに戻る。1569年6月11日 Brydwell に住む荷造りひも職人のところに8年間, 再び徒弟となる。(ARR, p.43, 下から

2件め)

JOHN FYNDELL, 13歳, 衣類小売商 Henry F. の息子。Grooked Lane の St. Michael 教区の請願により受入。12月20日衣類小売商 Water Carter 宅に徒弟。[日付不明] 虚弱のため健康になるまで CH に受入。1566年 8月 3日その親方のところに再度委託。(63/5/15)

FORTUNE GLOUER, 6歳, 女児。1566年 8月17日 Ryde の John Pope のところに自分の子どもとして移る。1567年 5月17日, CH の会計係との取決めにより再び CH に。1568年 5月15日寡婦 Alice Stourdie に徒弟。(63/7/3)

JOHN JACKSON, 9歳, 1564年 5月 6日 Lambeth の吟遊詩人 Walter Holcroft に徒弟。(ARR, p.41, 下から5件め)

三番目の例では、一旦自分の子どもとして引き取りながら、なんらかの要因で中断している。男女ともに、徒弟、あるいは奉公人として委託されているが、この例にみるように、養親への養育委託と、徒弟としての委託とは区別が難しい。様々な職人宅への徒弟が多い(女児の場合は寡婦等女性宅への徒弟もあるが、男性職人宅への徒弟も散見される)が、最後の例のような吟遊詩人も他にもある。

d) CH に徒弟に入る

CH が徒弟先である例も多々ある。

EDWARD SHILCOCKE, 8歳。1563年 4月13日 Horton の James Perrie に徒弟。1564年 3月 25日 CH。1565年 4月21日 James Perry 宅へ。1567年 3月30日 CH。1568年 3月27日 (CH の) 会計係 Mr. Jackson に徒弟。(ARR, p.34, 2件め)

WILLIAM BLACKMAN, 9歳。1563年 5月 8日 Amwell の Agnes Byllop 宅へ。1564年 7月15日 Mr. Nutting 宅より CH へ。1567年 9月 6日製塩業者であり、このホスピタル (CH: 引用者注) のクラークである James Peele のもとで8年間徒弟。(ARR, p.39, 下から7件め)

e) 大学に進学する

ARR においては、生存者168名のうち、8名、53-54年簿では同128名中2名が大学に進学したとある。決して多い数ではないが、後世の進学校化の予兆を見ることができる。CH では当初より文法教師を擁しており、メイトロンやナース、料理人らによる栄養や健康管理を軸とした養育に加えて、教育に重きをおいていた。

THOMAS COLFE, 7歳, Calis で生まれ街で保護 (take up), 市長殿 (the Lord Mayor) により, さしあたり, この CH に連れてこられる。1572年12月6日, 寄付者 John Jackson 宅に7年間徒弟。1573年2月6日歌手 (a singing man) [blank] Jervis 宅に1年間滞在後 CH へ。1578年製塩業組合 (the Salters Company) によって Oxford 大学に進学。(63/10/30)

WILLIAM HARIS, 10歳, 職工 Robert H. の息子。St. Giles Cripplegate 教区による受付。1572年3月20日 [blank] (ある人物: 引用者注) のところに永久にもらわれる。彼は自分が費用を負担し WILLIAM をケンブリッジ大学に進学させることを希望した。(63/2/19)⁽³⁰⁾

双方共に, それぞれ大学の名簿で B.A. (1581, 1576) と M.A (1589, 1579) の学位取得の記録が確認されている (AA による) ことから, 後者の場合も養親の希望通り大学に進学した。前者の例は, 徒弟や, 歌手宅への居候などの経験の後, 組合の後ろ盾のもと, 大学進学という形が存在していたことを確認できる。

f) 逃亡する

CH の救済対象となった子どもたちのなかには, そこから逃亡した例も散見される。ARR では13名, AR では6名である。

WILLIAM SKELTON, 15歳, 日時不明 (sometime) 街で保護され CH に入所。1565年4月5日, 逃亡。(63/11/6)

おわりに

以上の CH の救済時の経緯, そしてその後の処遇からは, 教区単位で, 貴族や紳士, 役人, 司祭や修道士などが, 子どもを CH の救済対象とするための行動をし, また, 拾い親, 一時的養い親, 育ての親 (自分の子どもとする場合を含め), あるいは徒弟引受雇用者等の人々が, 彼らの養育を担っていたことがわかる。救済要請は圧倒的に男性によって行われたが, 養親, 育親については, 男女共に存在していた。貧しい子どもの養育の周りに, これらの多くの人々の関係性が存在していたことを確認することができる。これが, 16世紀中葉の寄る辺なき子どもの養育を支えた「私的慈善」の, CH における具体像である。

救済手続としては, 実父ごと (実父がない場合は実母ごとであるが少ない) に登録, 管理されていたことがわかる。しかし実親は, その子を扶養する何らかの義務・責任を負うことを前提とした手続を経ているわけではない。院外給付の実態からも, 実親と養親との区別がなされているわけではないことが確認できる。また, 子どもたちは CH の入所を含めさまざまな委託先を往復したが, 養親宅, 徒弟委託先との区別はもちろん, 実親宅への移動が, それらとは特別に差異化されている

ような形跡もみることにはできない。養親への貰い子としての委託の例、そして養育費を負担しCHに委託した拾い親、養親の例は、川田が述べるように、この時代には未だ子の養育責任・義務主体としてとしての親、家族像が前提とされていなかったことを物語っているだろう。親族について、記録にでてくるのはおじのみであり数も少ない。おじに養育されている場合はCHでの救済の枠に入っていないとも考えられるが、救済時に親戚の存在が確認されるという手続きがないことは確かである。

同時に、CHによる救済のほぼ半数を孤児・棄児・浮浪児の一齐救済が占めており、それは、救済の経緯等からエリザベス救貧法の軸となる浮浪者・物乞いの一齐収監によって怠惰を罰し勤勉を教化していく動きのなかに位置付くものであった。そもそも、CHの設立が、浮浪者や物乞いが溢れるロンドンの街への憂慮から始まったものであった。彼らを「静かに勤勉に」することがロイヤル・ホスピタルのめざす救済なのである。従って、寄る辺なき子どもの救済をCHに「要請」した人々は、そのような関心、課題のもとに子どもの救済にあたっていた。彼らは、川田のいう「中世的」紐帯⁽³¹⁾というよりも、そうした新しい貧民観、貧民救済観に支えられた慈善活動であった⁽³²⁾。栄養や健康への気遣いを含めた養育、さらに読み方や文法等の教育、さらに徒弟委託などの職業訓練を含んだ、貧しい子どもへの生命、生活への配慮の嚆矢であるCHの救済は、このような社会的関心のもとで始まったのである。

P. Slackは、設立当初のCHの活動を含むロイヤル・ホスピタル群は、私的慈善に支えられ、半公的機関によって管理された「チューダー朝イングランドにおける社会福祉の壮大なる実験」であったとしている⁽³³⁾。CHはこの後、入所生のみでは経営難となり、授業料を徴収できる通学生を多く受け入れるようになるにつれ、そして18世紀には数学クラスが設置され、孤児院、貧困児救済施設から、徐々にパブリック・スクールへと変貌していく。つまり孤児・貧困児救済としての役割を徐々に譲り渡していくのである。

本論文で確認した、ごく初期のCHの救済活動を支えた社会関係のその後の展開も含め、CHによる貧困児救済の在りようについて、引き続き確認していきたい。

[付記] この論文は、平成23-25年度科学研究費補助金 基盤研究 (B) 研究課題名「クライスト・ホスピタルの児童救済活動にみる近代初期ロンドンの養育と家族」の一部である。

註

- (1) P. Slack, *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England*, Longman, 1988.
- (2) 金澤周作「イギリス——「フィランソロピーの帝国」の歴史」『大原社会問題研究所雑誌』626号、2010年(11-19頁)。
- (3) A. L. Slack / R. フィンレイ『メトロポリス・ロンドンの成立——1500年から1700年まで』三嶺書房、1992年(原著1986年)。小川路男『イギリス救貧史論』日本評論新社、1962年。

- (4) P. Slack, *Op.cit.*, 1988.
- (5) 川田 昇『イギリス親権法史——救貧法政策の展開を軸にして』一粒社, 1997年, 第一章。
- (6) 同上書。
- (7) 松山 毅「イギリス・チューダー期におけるチャリティに関する研究動向——W. K. Jordan の研究を中心に」『現代福祉研究』第3号, 法政大学, 2003年 (81-107頁), 153頁, 等。
- (8) 『「子ども」の保護・養育と遺棄をめぐる学際的比較史研究 ディスカッション・ペーパー (第1号2010年, 第2号2011年)』(日本学術振興会科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究)研究代表者・橋本伸也)。イングランドについては, 中村勝美「「保護と遺棄」をめぐる研究動向——ヨーロッパ(イングランド)を中心に」第1号, 11-15頁(CHについては注でその存在については触れられている)。
- (9) Trollope, M.A., *A History of the Royal Foundation of Christ's Hospital*, London, William Pickering, 1834, Blanchard, V., *Annals Of Christ's Hospital, From Its Foundation To The Present Time, And Of The Original Conventual Church Of The Grey Friars*, Lothian and Co, London, 1867, Lempiere, W., *A History of the Girls' School of Christ's Hospital*, Cambridge Printed at the University Press, 1924, Allan, G.A.T., *Christ's Hospital*, Blackie & Son Limited, London and Glasgow, 1937等があり, 最も包括的な歴史叙述としては Pearce, E.H., *Annals of Christ's Hospital*, Methuen & Co., London, 1901が言及されることが多い。
- (10) Manzione, C.K., *Christ's Hospital of London, 1552-1598: "A Passing Deed of Pity"*, 1995.
- (11) Cunningham, H., *The Children of the Poor: Representation of Childhood since the Seventeenth Century*, 1991, Crawford, P., *Parents of Poor Children in England, 1580-1800*, 2010, 等。なお, ファウンドリング, ホスピタルについては, 山口真里「18世紀イングランドの捨て子処遇における「家族」と「教育」——ファウンドリング・ホスピタルからハンウェイ法へ」『日本の教育史学』第43集, 2000年 (195-214頁)。
- (12) 死亡率については, IIIの(a)および注27を参照。
- (13) ここには, 貧民への施しによる死後の救済を求める態度をみることができる。
- (14) Pearce, *Op.cit.*, pp.15-16.
- (15) *Ibid*, p.19
- (16) Archives in London and the M25 area, Christ's Hospital, Reference code: GB 0074 CLC/210, http://www.aim25.ac.uk/cgi-bin/vcdf/detail?coll_id=11474&inst_id=118&nv_1=search&nv_2=(検索日: 2011年1月15日)
- (17) *Christ's Hospital Admissions Vol.1, 1554-1599*, Published by authority of the Council of Almoners of Chirst's Hospital, Harrison and Sons, 1937. 前文に「George A.T. Allan, Clerk of Christ's Hospital」とある。これには第一巻とあるが, ギルドホール・ライブラリーにも, プリティッシュ・ライブラリーにも第二巻以降は所蔵がなく, 確認できない。
- (18) Manzione, *Op.cit.*, p.10. この記述はドゥ・モース, L. ストーンらの研究への反論として書か

れている。

- (19) ここでいう確認とは、記録にその存在が明記されていることを指す。
- (20) Manzione, *Op.cit.*, p.34
- (21) P. Slack, *Op.cit.*, pp.1-16.
- (22) 当時の賃金は、1590年代と1630年代のイングランド都市部の救貧費の記録からはほぼ大人には週8ペンス～1ペンス、子どもには4ペンス～8ペンス、織物工の平均賃金は週3シリング、貧困層になると2ペンス、子どものいる女性は8ペンス～9ペンスの賃金だったという。Slack, *Op.cit.*, pp.82-83.
- (23) 乳原孝『「怠惰」に対する闘い——イギリス近世の貧民・矯正院・雇用』嵯峨野書院, 2002年。
- (24) このような、男性による実子ではない子どもの養育受託は、当時の nurse という言葉の意味の広がりにも現れている。ペニングは、CHの活動において、nurse という言葉が、女性（乳母）による養育というだけでなく、男性による養育も含みこんで使われていたことを指摘している。Pelling, M., 'Nurse and Nursekeepers: Problems of Identification in the Early Modern Period,' *The Common Lot: Sickness, Medical Occupations and the Urban Poor in Early Modern England*, 1998, p.185.
- (25) 乳母委託については、下記参照。Fildes, V., 'The English Wet-nurse and her Role in Infant Care, 1538-1800,' *Medical History* 32, 1988, pp.142-173.
- (26) Ⅲの (b), および注28を参照。
- (27) 当時の15歳までの死亡率は、1580-89年280.6パーミル, 1590-99年297.7パーミルであったという (E.A. Wrigley, etc., *English Population History from Family Reconstitution 1580-1837*, Cambridge UP, 2005, p.250)。カニングハムは、CHの死亡率の高さについて、養育状況や受入時の健康状態等幾つかの可能性を示唆している。Carole Cunningham, 'Christ's Hospital: Infant and Child Mortality in the Sixteenth Century', *Local Population Studies*, 18, 1977, pp.37-40.
- (28) 川田, 前掲書。
- (29) *CH Registers discharged and apprenticed 1680-1701* (MS 12876-002)
- (30) 当時の暦では、4月で新しい年となるため、後者のほうが後である。
- (31) 川田, 前掲書, 第一章, 20-23頁。
- (32) ヘンリー8世の貧民救済観は、施しによる死後救済を求める中世的態度といえと同時に、CH等の施設の設立は、貧民を識別化し、怠惰な者を罰し、勤勉へと矯正することによって社会の安寧をはかろうとする新しい貧民観に支えられているといえる。松山は、「救貧法行政の前半は、慈善の強制の歴史であり、また宗教改革で行き場なくなった貧困者の救済は私的慈善家たちが担っていたのである」と述べている。松山毅「Statute of Charitable Uses (1601)に関する一考察——概要と論点整理を中心に——」『社会福祉学』第42巻, 2号, 日本社会福祉学会, 2002年 (11-21頁), 11頁。また、中世の貧民救済観については、B. ゲレメク『憐れみと縛り首——ヨーロッパ史のなかの貧民』平凡社, 1993年 (原著1989年)。
- (33) P. Slack, *Op.cit.*, p.119.

Relief of Poor Children in 16th Century London: The Early Days of Christ's Hospital

Toshiko NONOMURA

Christ's Hospital was one of the Royal London Hospitals established by London Corporation in 1552 transferred the authority from Henry VIII. In Tudor period (1485—1603), Dissolution, enclosures, and collapse of manors and guilds caused many poor people to move into London. London governors, ministers, merchants, gentlemen and etc. expressed concern over many beggars and vagrants on the street. Royal London Hospitals aimed the relief them for peace and order streets and city of London, St. Thomas Hospital for the sick, St. Barthoromew's Hospital for the sick also, Bridewell Hospital for vagrants and beggars, and Christ's Hospital for healthy children. These were administrated by the public authorities, London Corporation, and were funded by private charity and London city. Private charity is said to appear in 16th century instead of alms and coexistence in middle ages. P. Slack says Royal London Hospitals 'represented the greatest experiment in social welfare in Tudor England'. In historical studies of social welfare, especially child welfare, the relation of Poor Law and private charity at poor relief in England is discussed in these days.

This paper focuses manuscripts of admission in early days of Christ' Hospital, and makes clear the network surrounded among the poor children and treatment after relief. Many people aided the relief of poor children, requesting children to administration under Christ's Hospital, nursing them, and/or being masters of them as apprentices. Through this semi-public institution, Christ's Hospital, they relieved the poor children. At the same time their performances were one of the projects that separated / imprisoned / isolated / protected / educated the poor for social safety and order started in the early modern era. The new type of special concern for the poor's life, nutrition, health, and instruction of not only basic knowledge but more advanced knowledge, such as grammars appeared in Christ's Hospital.

Parental role of bring up and support children wasn't presupposed in the mid 16th century London. Even relatives were seldom required. Many poor parents would bring up their offspring, but they weren't asked and forced the role of education and support of their children when they couldn't. People with private charitable spirit must have thought that they themselves should relieve the poor children for their parish or city, or must have been compelled to think so.

Later period parental role, that is, paternal role of support and maternal role of taking care would be regarded as the 'natural' and have important function in poor relief. As the semi-public and semi-private type of poor relief, especially relief of poor children, Christ's Hospital must be researched more to clear the mechanism and the process of formation the 'modern' habitus for relief, life-protection and education of poor children.